



## 学校の働き方改革について

日ごろより学校教育に御理解、御協力いただきありがとうございます。

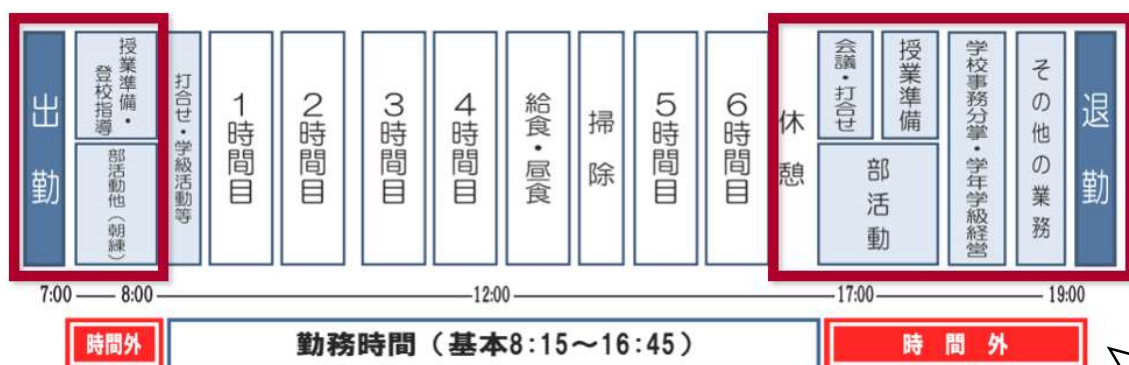
さて、日光市教育委員会では、学校教育の質的維持・向上を図ることを目的に「日光市公立小中学校働き方改革基本方針」を策定し、学校の働き方改革を推進しています。

教職員が子どもたちと向き合うことができる教育環境を実現し、日光市の子どもたちが将来必要となる資質・能力を確実に身に付けることができるために様々な取り組みを進めております。

今後とも保護者及び地域の皆様の御理解と御協力をお願い致します。

### 小中学校の勤務時間例と主な業務（1ヶ月の時間外勤務が約65時間）

**月45時間以内が本来の目標です。**



↑ 学校によって多少前後する場合があります。

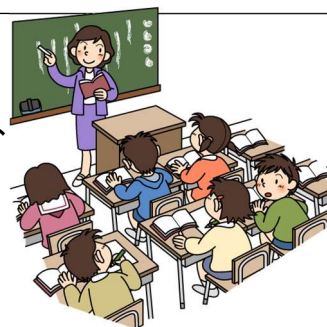
**教員は制度上、時間外勤務手当は支給されません。**

- ・朝の登校指導や放課後の部活動指導は、時間外勤務に当たります。
- ・17：00以降の勤務時間終了後は、部活動、翌日以降の授業や学校行事の準備等の業務を行います。
- ・昼休み等の休憩時間にも、児童生徒の見守り、教育相談などを行うため、休憩をとることができていない現状があります。上記の例から、さらに働き方の見直しを進める必要があります。

教員は「授業のプロ」ですが、経験豊富な教員であっても1時間の授業を行うために、その2倍、3倍の時間をかけて準備をすることも少なくありません。

日中は授業や児童生徒と向き合っているため、授業の準備や、その他の仕事も、基本的には児童生徒が下校してから行います。

**子どもたちの明るい未来のためにも、教員の健康を守り、  
教員本来の仕事にかけられる時間を確保する必要があります。**



**子どもたちのために、自分自身のために、学校の教職員は、  
これまでの自分の働き方を見直しています。**

県・市町教育委員会では、研修の実施、外部人材の配置、小・中全学年への少人数学級の導入、ICT 機器の導入、研修・会合・調査等の見直しなど、各学校の業務改善のための様々な支援を行っていきます。

### ＜小・中学校の取組実践例＞

#### ○働き方改革プロジェクトチームの設置

#### ○学校行事等の精選

（家庭訪問の実施方法の変更・保護者との個人懇談を希望制にし、夏季休業中に実施する・運動会の短縮・夏季休業中のプール開放日の廃止・削減）

#### ○授業準備等の時間確保のための工夫

（時間割の見直しによる下校時刻の繰上げ、職員会議や打合せ等の効率化、留守番電話の設置、時間外の電話問い合わせ等の自粛依頼）

#### ○部活動指導の在り方の見直し

（部活動指導に係る適切な活動時間、休養日の設定）

#### ○保護者・地域との連携

（登下校指導、校内清掃、昼休みの校内・校庭巡回など）

#### ○諸会議の実施場所を校内会議室から、学校外会議室等への変更



### ～保護者・地域の皆様をお願いしたいこと～

#### 学校の勤務開始・終了時刻を御確認ください。

まずは、お子様が通学している学校、地域の学校の勤務開始・終了時刻を御確認ください。勤務終了時刻を過ぎても校内に残っている教員もおりますが、次の日の授業の準備やその他の仕事が終わらないために残っている教員です。

緊急の場合を除いて、時間外に学校に電話をかけることや、

面会や家庭訪問を求めることは、なるべくお控えください。

※ 土日祝日の緊急連絡先 日光市役所（代表） 0288-22-1111



日光仮面



#### 部活動の方針について、御理解と御協力をお願いします。

栃木県教育委員会では、生徒の健康を守るため、「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」並びに「栃木県文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、活動の目安を以下のとおり示しています。

- ・1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- ・休養日は、学期中、週当たり2日以上（平日1日、週末1日以上）とする。
- ・長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うとともに、長期の休養期間を設ける。

教員が、授業の準備に十分な時間をかけ、子どもたち一人一人とじっくり向き合うことができるようにするためには、本来的な業務に取り組むことができる環境を整備していくことが必要となります。学校の働き方改革の趣旨を御理解の上、教員がよりよい教育を行えるようにするためはどうしたらよいかを、是非一緒に考えていただければ幸いです。

このリーフレットに関する問い合わせ先

日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係 0288-21-5181